

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任等について（委任内容の変更）
----	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託等）

（担当部課：地域振興部戸籍住民課）

事業の概要

事業名	個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任（委任内容の変更）
担当課	戸籍住民課
目的	地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に委任して行わせている「通知カード・個人番号カード関連事務」において、法改正により通知カードの新規発行が廃止され、個人番号の通知については、個人番号通知書により行うこととなったため、委任先に処理させる委任内容を変更する。
対象者	新宿区の住民基本台帳に記録されている者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成 27 年より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）及び平成 26 年総務省令第 85 号（※）第 35 条第 1 項に基づき、「通知カード・個人番号カード関連事務」を機構に委任し、上記対象者に対し、個人番号を通知カード（参考 30—1）により通知してきた（平成 26 年度第 6 回及び令和元年度第 4 回本審議会了承済）。</p> <p>通知カードについては、転居時等における住所等の記載事項変更の手続きが、住民及び区市町村職員の双方にとって負担となっていたことや、デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載された個人番号カードへの移行を早期に促していくことが求められていた。</p> <p>そこで、国は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 16 号）を施行し、通知カードの新規発行及び記載事項変更等の手続きを廃止し、個人番号の通知については、個人番号通知書（参考 30—2）により行うこととした。</p> <p>これにより、平成 27 年から機構に委任して事務処理を行わせている「通知カード・個人番号カード関連事務」において、委任する事務の内容が変更になったため、委任先及び委任先が委託する事業者処理に処理させる委任内容を変更する（資料 30—1 参照）。</p> <p>2 通知カードと個人番号通知書の違い</p> <p>(1) 通知カード：個人番号を通知するためのものであり、「個人番号、氏名、生年月日、住所、性別」が記載されている。個人番号を証明する書類として利用できる。</p> <p>(2) 個人番号通知書：個人番号を通知するためのものであり、「個人番号、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行の日」が記載されている。個人番号を証明する書類としての利用はできない。</p> <p>3 変更日 令和 2 年 5 月 25 日</p> <p>4 対象者数 347,542 人（令和 2 年 5 月 1 日現在）</p> <p>※…平成 26 年総務省令第 85 号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令</p>

件名 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任について（委任内容の変更）

※太字ゴシック（下線）は、平成26年度第6回及び令和元年度第4回本審議会了承事項からの変更箇所

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	・個人番号の指定及び個人番号カードに関する事務 ・公的個人認証サービス
委任先	地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）
委任に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	1 個人の範囲 新宿区の住民基本台帳に記録されている者 2 情報項目 資料30-2のとおり ※処理させる情報項目に変更なし
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体（磁気ディスク及び機構のカード管理システムサーバ）
委任理由	法定受託事務である「 個人番号通知書・個人番号カード関連事務 」は、平成26年総務省令第85号（以下「番号法総務省令」という。）第35条第1項の規定により機構に委任して事務を行わせることができるとされている。当該事務を実施するには機構に委任する以外の方法がないことから同規定に基づき委任している。
委任の内容	個人番号通知書・個人番号カード関連事務 における以下の事務処理を委任して行わせる。 1 個人番号通知書 等印刷業務 2 申請受付処理業務 3 個人番号カード発行業務 4 電子証明書の鍵ペアの生成業務 5 コールセンター業務
委任の開始時期及び期限	令和2年5月25日から令和3年3月31日まで （次年度以降も、同様の委任を行う。） ※H27.1.30 委任開始
委任にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 「個人番号カード等に関する技術的基準(令和2年総務省告示第159号)」、「認証業務及びこれらに付随する業務の実施に関する技術的基準(平成15年総務省告示第706号)」及び「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)」に定めるセキュリティ対策等を遵守する。 2 機構に個人情報を送付する際は、暗号化した磁気ディスクを使用する方法、住民基本台帳ネットワークシステムで送信する方法及び簡易書留郵便で郵送する方法のいずれかに限定する。 3 機構への委任にあたり、機構が作成した特定個人情報保護評価書のとおり情報を取扱うことを厳守させる。 【システム上の対策】 1 区と機構とを接続する電気通信回線は住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線を使用し、特定相手以外との通信は不可とする。 2 送受信する情報は暗号化により特定相手以外は解読不能とする。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウ

	<p>ウイルス感染を防止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。 5 職員が電子計算機の端末を使用する際は、住民情報システムの端末はユーザID及び暗証番号により、住基ネットの統合端末はユーザID及び手の静脈認証により、正当なアクセス権限があることを確認する。 6 電子計算機の作業を終えた際は、その都度、必ずログオフするよう職員に徹底する。 7 職員が使用する電子計算機の端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。 8 ログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。
<p>委任先に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「個人番号カード等に関する技術的基準」、「認証業務及びこれらに付帯する業務の実施に関する技術的基準」及び「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」に定めるセキュリティ対策等を遵守させる。 2 地方公共団体情報システム機構法の規定により、機構の職員には公務員と同等の守秘義務等が課されているほか、総務大臣による報告・立入検査、違法行為の是正を受ける対象となっている。 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、個人情報保護委員会による指導、助言、勧告・命令等及び是正を受ける対象となっている。 4 機構が公表している特定個人情報保護評価書のとおり情報を取扱うことを厳守させる。 5 個人番号通知書及び個人番号カードを作成する建物及び部屋は、不法侵入を防止し電力及び電気通信回線の切断等を防止する措置を講じさせるとともに入退室管理を徹底させる。また、電氣的及び機械的障害、水又は蒸気による障害、火災、地震対策等の障害の防止策を講じさせる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と機構とを接続する電気通信回線は住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線を使用させ、特定相手以外との通信は不可とさせる。 2 送受信する情報は暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。 5 個人番号通知書及び個人番号カードの作成に係る端末機について、管理者を任命させ、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にさせる。また端末機の操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード、暗証番号等により確認させる。 6 個人番号通知書及び個人番号カードの作成に係る端末機を操作した履歴を記録させ、各カードの作成簿との照合、作成カードの管理状況及び個人番号カードに記録データの管理状況の確認等を行わせる等、適切な業務を実施するための措置を講じさせる。 7 委任先に送付した個人情報は、使用後に速やかに消去させる等、当該データの利用を個人番号通知書及び個人番号カードの作成限定するための措置を講じさせる。

件名 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任先による委託について (委任内容の変更)

※太字ゴシック(下線)は、平成26年度第6回及び令和元年度第4回本審議会了承事項からの変更箇所

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の指定及び個人番号カードに関する事務 ・公的個人認証サービス
委託先	<p>【委任先】 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)</p> <p>【委任先が委託する事業者】 国立行政法人国立印刷局、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社DNP データテクノ、凸版印刷株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティング アクト、NTT コミュニケーションズ株式会社</p> <p>※機構のホームページで公表</p>
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区の住民基本台帳に記録されている者 2 情報項目 資料30-2のとおり <p>※処理させる情報項目に変更なし</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(機構のカード管理システム)
委託理由	<p>法定受託事務である「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」の実施にあたり、国は、番号法総務省令第35条第1項により全国の区市町村が機構に事務処理を委任して行わせる方針を示した上で、さらに下記業務については機構が委託した事業者に取り扱わせることとしている。</p> <p>当該事務を実施するには、同規定により機構へ事務を委任する以外の方法がないため、機構が委託した事業者にも取り扱わせる必要がある。</p>
委託の内容	<p>個人番号通知書・個人番号カード関連事務における以下の処理を行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人番号通知書等印刷業務 2 申請受付処理業務 3 個人番号カード発行業務 4 コールセンター業務
委託の開始時期及び期限	令和2年5月25日から令和3年3月31日まで (次年度以降も、同様の委任を行う。) ※H27.1.30 委任開始
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「個人番号カード等に関する技術的基準(令和2年総務省告示第159号)」、「認証業務及びこれらに附随する業務の実施に関する技術的基準(平成15年総務省告示第706号)」及び「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)」に定めるセキュリティ対策等を遵守する。 2 機構への委託にあたり、機構が作成した特定個人情報保護評価書のとおり情報を取扱うことを厳守させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と機構とを接続する電気通信回線は住民基本台帳ネットワークシステ

	<p>ムの専用回線を使用し、特定相手以外との通信は不可とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 送受信する情報は暗号化により特定相手以外は解読不能とする。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。 5 職員が電子計算機の端末を使用する際は、住民情報システムの端末はユーザID及び暗証番号により、住基ネットの統合端末はユーザID及び手の静脈認証により、正当なアクセス権限があることを確認する。 6 電子計算機の作業を終えた際は、その都度、必ずログオフするよう職員に徹底する。 7 職員が使用する電子計算機の端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。 8 ログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「個人番号カード等に関する技術的基準」、「認証業務及びこれらに付帯する業務の実施に関する技術的基準」及び「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」に定めるセキュリティ対策等を遵守させる。 2 個人番号通知書及び個人番号カードを作成する建物及び部屋は、不法侵入を防止し電力及び電気通信回線の切断等を防止する措置を講じさせるとともに入退室管理を徹底させる。また、電氣的及び機械的障害、水又は蒸気による障害、火災、地震対策等の障害の防止策を講じさせる。 3 機構が公表している特定個人情報保護評価書に記載されている以下の措置を厳守させる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。)に係る委託を行う際には、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求するなど、特定個人情報の保護を適切に行う委託先であることを確認する。 (2) 委託先の事業者に対して以下の内容等を契約書にて遵守させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・個人情報の閲覧者・更新者の制限 ・情報漏洩を防ぐための保管管理の責任 ・個人情報の返還又は消去などの必要な措置 ・バックアップデータの適切取得 ・保管期間を経過した個人情報及びそのバックアップデータの完全消去 ・個人情報の取扱い状況を四半期に一度報告させる ・委託先の視察、監査及び安全管理措置を講じるための必要かつ適切な監督の実施 ・再委託の原則禁止 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 機構と再委託先を接続する電気通信回線は専用回線を使用させ、特定相手以外との通信は不可とさせる。 2 送受信する情報は暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。 5 個人番号通知書及び個人番号カードの作成に係る端末機について、管理

者を任命させ、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にさせる。また端末機の操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード、暗証番号等により確認させる。

6 **個人番号通知書**及び個人番号カードの作成に係る端末機を操作した履歴を記録させ、各カードの作成簿との照合、作成カードの管理状況及び個人番号カードに記録データの管理状況の確認等を行わせる等、適切な業務を実施するための措置を講じさせる。

7 委託先に送付した個人情報、使用後に速やかに消去させる等、当該データの利用を**個人番号通知書**及び個人番号カードの作成限定するための措置を講じさせる。